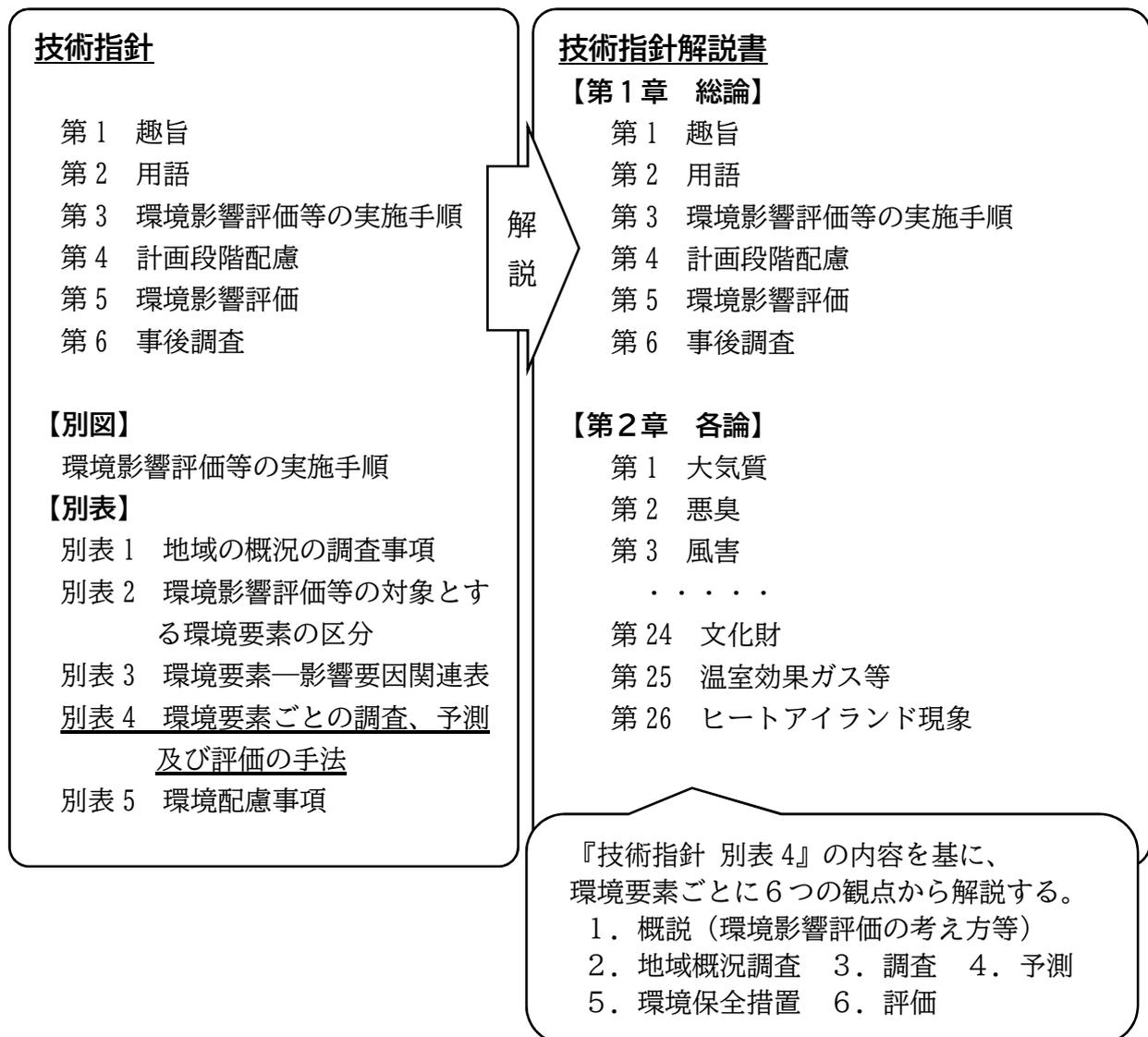


## 環境影響評価技術指針の改定の概要について

### 1 技術指針の概要

『環境影響評価技術指針』は、名古屋市環境影響評価条例第6条第1項に基づき、環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるよう、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法、事後調査の項目及び手法その他環境影響評価等に係る技術的な事項をとりまとめたものである。

併せて、技術指針の内容について具体的に解説をした「解説書」も作成している。



## 2 技術指針の改定

同条第3項の規定で、『市長は、技術指針について最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、技術指針を改定する』としている。

技術指針は平成11年度に策定され、平成24年に改定されて以降10年以上が経過していることから、最新の知見等に基づいて見直しを行うこととする。また、解説書についても技術指針の見直しとの整合性を図りつつ、最新の状況に改定する。

また、同条第4項に基づき、改定にあたっては『環境影響評価審査会の意見を聴く』ものとしている。

### 【参考（名古屋市環境影響評価条例）】

（技術指針の策定等）

第6条 市長は、対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、本市の区域における環境の特性等を考慮して、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項に関する指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法並びに環境の保全の見地から配慮すべき事項
- (2) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法
- (3) 事後調査の項目及び手法
- (4) その他計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項

3 市長は、技術指針について最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、技術指針を改定するものとする。

4 市長は、技術指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとし、当該技術指針を策定し、又は改定したときは、これを告示するものとする。

## 3 主な改定・見直し事項

### （1）調査方法及び予測手法の改定

例：騒音の予測方法の改定

道路交通騒音の予測式を最新版に改定

日本音響学会式 ASJ RTN Model 2008 → ASJ RTN Model 2023

### （2）調査項目の改定

例：騒音の調査項目の改定

航空機の評価指標 WECPNLの削除

### （3）最新の手引き、計画等への変更

例：第3次名古屋市環境基本計画 → 第4次名古屋市環境基本計画